

【第210回国会（臨時会）】

1 国務大臣の演説及び質疑

令和4年10月3日に岸田内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月5日及び6日に各会派の代表質問が行われた。

(1) 岸田内閣総理大臣の所信表明演説

【1 はじめに】

第210回国会の開会に臨み、日本を守り、未来を切り拓く覚悟を新たにしています。

足下の物価高への対応に全力をもって当たり、日本経済を必ず再生させます。多層的な外交の展開と防衛力の抜本的強化を通じて、アジアと世界の平和と安定を断固守り抜いてまいります。

世界規模の物価高。急速に厳しさを増す安全保障環境。

2年半にもわたって世界を苦しめてきている感染症危機や、エネルギー、食料危機、さらには温暖化による気候危機。

半年以上も緊迫した情勢が続く、ロシアによるウクライナ侵略。

国際秩序を揺るがす地政学的挑戦。大きな変わり目を迎える核不拡散体制。

今、日本は、国難とも言える状況に直面しています。

世界が、そして日本が直面する歴史的な難局を乗り越え、我が国の未来を切り拓くため、政策を一つひとつ果敢に、かつ丁寧に実行していきます。

どんな困難も、皆が力を合わせ、一步一步前に進むことで必ず乗り越えることができる。先日訪問した福島で、私は、その思いを一層強くいたしました。

長期にわたり帰還が困難とされた区域への住民の帰還。

55の国と地域のうち、43の国と地域での輸入規制の撤廃。

産業創出の拠点となる福島国際研究教育機構の設立。

私に復興に向けた強い思いを語ってくれた町役場の職員。

福島をわくわくするような地域にしていきたいと語ってくれた移住してきた若者。

多くの皆さんの力により、福島は、着実に復興に向け歩みを進めています。

東日本大震災という未曾有の国難からも立ち上がることができました。そうであれば、今我々が直面する困難も必ずや乗り越えていける。私は、そう確信しています。

共にこの国の未来を見据え、歩みを進めていこうではありませんか。

【2 政治姿勢】

先週執り行った安倍元総理の国葬儀は、厳粛かつ心のこもったものとなりました。海外からお越しになった多数の参列者の方々から寄せられた弔意に対し、礼節をもって丁寧にお応えすることができたと考えております。その際、国民の皆様から頂いた様々な御意見を重く受け止め、今後活かしてまいります。



岸田内閣総理大臣の所信表明演説（第210回国会）

また、旧統一教会との関係については、国民の皆様の声の正面から受け止め、説明責任を果たしながら、信頼回復のために各般の取組を進めてまいります。

政府としては、寄せられた相談内容を踏まえ、総合的な相談窓口を設け、法律の専門家による支援体制を充実強化するなど、悪質商法や悪質な寄附による被害者の救済に万全を尽くすとともに、消費者契約に関する法令等について見直しの検討をいたします。

国民の皆様からの厳しい声にも真摯に謙虚に丁寧に向き合っていくことをお誓いいたします。厳しい意見を聞く姿勢にこそ政治家岸田文雄の原点があるとの初心を改めて肝に銘じながら、内閣総理大臣の職責を果たすべく、全力で取り組んでまいります。

【3 経済政策】

日本経済の再生が最優先の課題です。

我が国は、コロナ禍を乗り越え、社会経済活動の正常化が進みつつあります。しかし、足下では、ロシアによるウクライナ侵略と円安によるエネルギー、食料価格の高騰、世界の景気後退懸念が日本経済の大きなリスク要因となっています。

新しい資本主義の旗印の下で、物価高、円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革の三つを重点分野として取り組んでいきます。

【4 物価高・円安対応】

まず、物価高、円安への対応です。

我々は、食料品とエネルギーを中心に、生活に身近な商品の値上がりが続く事態に対し、機動的な対応を行ってきました。

先月には、食料品やガソリンの値上りを抑えるための追加策を取りまとめました。特に家計への影響が大きい低所得世帯向けに緊急の支援策を講じました。

間を空けることなく、今月中に総合経済対策を取りまとめ、何となく、この物価高から国民生活と事業活動を守り抜きます。

食料品については、既に、輸入小麦価格、配合飼料の負担を10月以降も据え置く措置を講じています。

これから来年春にかけての大きな課題は、急激な値上りのリスクがある電力料金です。家計、企業の電力料金負担の増加を直接的に緩和する、前例のない思い切った対策を講じます。

さらには、エネルギー安定供給の確保、再エネ、省エネの推進、農産物の国内生産を通じた食料安全保障の確保など、エネルギー、食料品について、危機に

強い経済構造への転換に取り組めます。

円安に対しては、これらの対応と併せ、円安のメリットを最大限引き出して、国民に還元する政策対応を力強く進めます。

今月11日からビザなし渡航、個人旅行再開など、インバウンド観光を復活させ、訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の達成を目指します。全国旅行支援やイベント支援も再開し、コロナ禍からの需要回復、地域活性化を図ります。

さらに、円安メリットを活かした経済構造の強靱化を進めます。半導体や蓄電池の工場立地、企業の国内回帰や農林水産物の輸出拡大などに取り組まします。

【5 構造的な賃上げ】

次に、構造的な賃上げです。

なぜ日本では長年にわたり大きな賃上げが実現しないのか。

そこには、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げを生むという好循環が機能していないという構造的な問題があります。

一たびこのサイクルが動き出せば、人への投資が更に進み、この好循環は加速していきます。

そのため、賃上げと労働移動の円滑化、人への投資という三つの課題の一体的改革を進めます。

物価高が進み、賃上げが喫緊の課題となっている今こそ、正面から果敢にこの積年の大問題に挑み、構造的な賃上げの実現を目指します。

まず、官民が連携して、現下の物価上昇に見合う賃上げの実現に取り組めます。

公的価格においても、制度に応じて民間給与の伸びを踏まえた改善等を図るとともに、見える化を行いながら、看護、介護、保育をはじめ現場で働く方々の処遇改善や業務の効率化、負担軽減を進めます。

また、リスクリング、すなわち成長分野に移動するための学び直しへの支援策の整備や、年功制の職能給から日本に合った職務給への移行など、企業間、産業間での労働移動円滑化に向けた指針を来年6月までに取りまとめます。

特に、個人のリスクリングに対する公的支援については、人への投資策を5年間で1兆円のパッケージに拡充します。

あわせて、同一労働同一賃金について、その遵守を一層徹底してまいります。

新しい働き方に対応するため、個人がフリーランスとして安定的に働ける環境を作るべく、法整備に

も取り組みます。

また、中小企業における賃上げに向け、生産性向上とともに、公正取引委員会等の執行体制を強化し、価格転嫁を強力に進めます。

【6 成長のための投資と改革】

そして、成長のための投資と改革です。

社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続的な成長を実現させる。この考えの下、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DX、この4分野に重点を置いて官民の投資を加速させます。

第一の科学技術・イノベーションについては、国家戦略、国家目標の策定を進めてきた量子、AI、バイオなどの分野において、官民の投資をこれまで以上に進めていくための方策を早急に具体化します。

また、文理の枠を超えて行う成長分野への大学等の学部再編促進や、若手研究者の育成に向けた支援強化、処遇見直しを通じた教職員の質の向上にも取り組みます。

第二のスタートアップについては、私自身、全国各地で、多くのスタートアップの創業者と意見交換を行ってきました。

日本ならではの技術を用いた最先端のバイオものづくり。IT技術を活用しながらの地域課題の解決。東南アジアでの積極的な事業展開。福島でのロボットの遠隔操作技術の開発。いずれの皆さんも、この国の未来を切り拓いていくにふさわしい、大変頼もしい方々ばかりでした。

第二、第三のトヨタ、ホンダ、ソニーは、彼ら挑戦者の中から生まれる。その強い思いから、本年をスタートアップ元年として、スタートアップ5年10倍増を視野に、5か年計画の策定に取り組んでいます。

公共調達における優遇制度の抜本拡充、税制上の優遇措置や資金面の支援に加え、若く優れたIT分野の才能の発掘、育成、日本と海外のスタートアップエコシステムの接続など、スタートアップ人材への投資も進めます。

第三に、グリーントランスフォーメーション、GXへの投資です。

年末に向け、経済、社会、産業の大変革であるGX推進のためのロードマップの検討を加速します。

その中で、成長志向型カーボンプライシング、規制・制度一体型の大胆な資金支援、トランジションファイナンス、アジア・ゼロエミッション共同体。これまで申し上げてきた政策イニシアティブを具体化していきます。

同時に、GXの前提となるエネルギー安定供給の

確保については、ロシアの暴挙が引き起こしたエネルギー危機を踏まえ、原子力発電の問題に正面から取り組みます。

そのために、10数基の原発の再稼働、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発、建設などについて、年末に向け、専門家による議論の加速を指示いたしました。

第四に、デジタルトランスフォーメーション、DXへの投資です。

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を競い合う、夏のDIGI甲子園を開催しました。多くの方に参加いただき、デジタル活用による地方創生に向けた期待の高まりが感じられる大会となりました。

DXの一層の推進に向け、マイナンバーカードについて、健康保険証との一体化など利便性の向上を飛躍的に進め、概ね全ての国民への普及のための取組を加速するとともに、地域でのデジタル技術の社会実装を重点的に支援していきます。

また、メタバース、NFTを活用したウェブ3・0サービスの利用拡大に向けた取組を進めます。

産業のコメと言われ、大きな経済効果、雇用創出が見込まれ、経済安全保障の要でもある半導体は、今後特に力を入れていく分野です。

熊本に誘致したTSMCの半導体工場は、地域に10年間で4兆円を超える経済効果と7,000人を超える雇用を生むと試算されています。

我が国だけでも10年間で10兆円増が必要とも言われるこの分野に官民の投資を集めていきます。

今回の総合経済対策では、中核となる日米共同での次世代半導体の技術開発、量産化やビヨンド5Gの研究開発など、最先端の技術開発強化を進めます。

規制改革にも取り組みます。2年間でアナログ的規制を一掃し、新産業の創出、人手不足の解消、生産性の向上や所得の増大につなげます。

【7 新型コロナ】

ここで、新型コロナ対応についても申し上げます。この1年、国民の命と健康を守りながら、社会経済活動を止めない。専門家の皆さんの意見を聞きながら、この二つの両立に全精力を傾けてまいりました。

3年ぶりに緊急事態宣言等の行動制限を行わずに今年の夏を乗り切れたのは、国民の皆様お一人おひとりが基本的な感染対策を徹底してくださったおかげです。

また、日々の感染リスクがある中で、医療、福祉の現場を支えていただいている方々に厚く御礼を申し

上げます。

これから、秋が深まるにつれ、インフルエンザと新型コロナが同時流行した時の備えが重要となります。

何よりも重要なのは、ワクチンによる予防です。

先月から、オミクロン株に対応した新型ワクチンの接種を開始しました。今月末までには、対象者全員分の新型ワクチンが輸入される見込みです。

年末年始に備えて、山場となる今月から11月にかけて、接種券の配布、会場確保など、1日100万回を超えるペースの体制を整備して、ワクチン接種を加速していきます。

インフルエンザとの同時流行を想定した外来等の保健医療体制の確保も進めます。

また、先月には、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行の全体像をお示ししました。科学的知見に基づきながら、できるだけ平時に近い社会経済活動が可能となるよう取り組んでまいります。

マスクについては、引き続き、屋外は原則不要です。近くで会話をしない限り、屋外でのマスクは必要ありません。基本的な感染対策はメリハリをつけて、マスクは場面に応じた適切な着脱に努めていただきたいと思います。

これらの取組に加え、次の感染症危機に備え、法律に基づき機動的かつ効果的な緊急時対応が可能となるよう、感染症法等の改正案を提出いたします。また、司令塔機能の強化、日本版CDCの創設にも取り組んでいきます。

【8 災害対策】

今年も、全国各地で、大雨、台風、地震、噴火などの自然災害が相次ぎました。

お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

線状降水帯による豪雨など、災害が激甚化、頻発化する中で、国民の生命財産を守り、災害の被害に遭う方を一人でも減らすことは我々の使命です。

5か年加速化対策を推進するとともに、更なる取組のための新たな基本計画を策定し、中長期的かつ継続的に防災・減災、国土強靱化に取り組みます。

【9 包摂社会の実現】

また、新しい資本主義を支える基盤となるのは、老若男女、障害のある方もない方も、全ての人が生きがいを感じられる多様性のある社会です。

全世代型社会保障の構築を進め、少子化対策、子育て、こども世代への支援を強化するとともに、女

性活躍、孤独・孤立対策など、包摂社会の実現に取り組みます。

昨年の福岡に続き、静岡で、幼いお子さんが送迎バスの中で置き去りにされお亡くなりになるという痛ましい事故が再び起こってしまいました。二度とこうした悲劇を繰り返すことがないように、送迎バスの安全装置の義務化と支援措置を含む緊急対応策を講じてまいります。

【10 経済対策】

以上申し上げた日本経済再生、新型コロナをはじめとした山積する課題に対応するため、先日、新たな総合経済対策の策定を指示いたしました。今月中に取りまとめを行い、その内容を踏まえて、今国会に補正予算を提出いたします。

全力で、国民の暮らしを守り、この国の未来を切り拓いていこうではありませんか。

【11 外交・安全保障】

ロシアによるウクライナ侵略が始まり、半年以上が経ちました。

いわゆる編入の動きや部分的動員令の発動により、新局面に入ることが懸念される事態となっています。

ロシアの暴挙は国際秩序の根幹を揺るがすものです。対露制裁、対ウクライナ支援を引き続き強力に推し進めます。また、アジア唯一のG7メンバーとして、法の支配に基づく国際秩序の維持強化をインドや東南アジア、アフリカ、中南米などの国々と共有する努力を重ねていきます。

私は、ウクライナは明日の東アジアかもしれないとの強い危機感から、力による一方的な現状変更の試みは世界のいずれの地域でも許されないと繰り返し訴えてきました。

東シナ海、南シナ海を含め、我が国周辺でも安全保障環境が急速に厳しさを増す中、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くため、抑止力と対処力を強化することは最優先の使命です。

その観点から、我が国防衛力の5年以内の抜本的強化に必要な防衛力の内容の検討、そのための予算規模の把握及び財源の確保を一体的かつ強力に進め、予算編成過程で結論を出します。

これまで議論を進めてきている新たな国家安全保障戦略等を年末までに策定します。いわゆる反撃能力を含め、国民を守るために何が必要か、あらゆる選択肢を排除せず、現実的な検討を加速します。あわせて、海上保安能力の強化にも取り組みます。

経済安全保障も重要な課題です。経済安全保障推進法の円滑な施行とともに、宇宙、海洋、サイバーな

どの重要技術の育成に取り組みます。

我が国の安全と繁栄にとって、日米同盟の強化がますます重要です。抑止力と対処力を一層強化し、地域の平和と安定及び国際社会の繁栄に貢献していきます。

同時に、基地負担軽減にも引き続き取り組みます。普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指し、辺野古への移設工事を進めます。あわせて、強い沖縄経済を作るための取組を進めます。

自由で開かれたインド太平洋を推進するため、日米豪印等も活用しつつ、実質的な協力を一層進め、ASEANや欧州、大洋州などのパートナーとの連携を強化します。そのための新たなプランを策定します。経済面でも、IPEF等の取組において具体的な成果を目指します。

先月、日中国交正常化50周年を迎えました。両国間には現在でも様々な懸案がありますが、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案も含め、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力する、建設的かつ安定的な関係を日中双方の努力で構築していきます。

ウクライナ情勢によって日露関係は厳しい状況ではありますが、我が国として、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針は堅持いたします。

韓国は、国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国です。国交正常化以来築いてきた友好協力関係の基盤に基づき、日韓関係を健全な関係に戻し、更に発展させていく必要があります。韓国政府と緊密に意思疎通をしていきます。

最重要課題である拉致問題について、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、あらゆるチャンスを逃すことなく、全力で取り組みます。私自身、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意です。日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指します。

先般のNPT運用検討会議において、ロシアの反対により成果文書が採択されなかったことは極めて遺憾です。年内に広島で開催予定の賢人会議も活用し、ヒロシマ・アクション・プランに沿って取組を進め、NPT体制を維持強化することで、核兵器のない世界に向けた現実的な歩みを進めていきます。

加えて、先日示した国連の理念実現に向けた日本の決意の下、安保理改革を含む国連の機能強化に取り組みます。

来年、我が国は、安保理非常任理事国となり、5月にはG7議長国として広島でサミットを主催します。私自身が先頭に立ち、普遍的価値に立脚した国際的な規範や原則の維持強化、地球規模課題への取組、そして国民の命と暮らしを断固として守り抜く、新時代リアリズム外交を引き続き着実に推進してまいります。

【12 選挙制度・憲法】

最後に、この国の根幹に関わる重要な課題として、選挙制度と憲法について申し上げます。

衆議院議員の選挙区について、本年6月の衆議院議員選挙区画定審議会の勧告に基づいた改定を行うため、公職選挙法の改正案を今国会に速やかに提出いたします。

先の第208国会においては、衆議院、参議院合わせて20回を超える憲法審査会が開催され、近年になく活発に御議論いただきました。このことを歓迎いたします。憲法改正は、最終的には国民の皆様による御判断が必要です。そのための発議に向け、国会の場においてこれまで以上に積極的な議論が行われることを期待いたします。

【13 結語】

私は、この1年、多くの現場を訪問し、多くの皆様と直接対話を重ねてきました。

確かに、我が国は多くの困難に直面していますが、他方で、変化の芽、未来に向けた希望もまた多く生まれ始めているとも感じています。

冒頭触れた福島の復興もそうです。

全国のスタートアップの皆さんの活躍もそうです。

デジタルの力を活用した地域活性化もそうです。

若者、お年寄り、男性も女性も、多くの皆さんの力を結集し、胎動し始めた新しい動きを大きな流れにして、この国の未来を切り拓いていきたいと思います。

信頼と共感。この姿勢を大切にしながら、正道を一步一步前に向かって歩いていく。

この国の未来のために、これからも全身全霊で取り組んでまいります。

御清聴ありがとうございました。

(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（10月3日）に対する質疑は、5日に泉健太君（立憲）、上川陽子君（自民）及び西村智奈美君（立憲）が行い、6日には馬場伸幸君（維新）、石井啓一君（公明）、玉木雄一郎君（国民）及び志位和夫君（共産）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（国葬儀）

①「国葬儀のルール決定の場」に関する質疑に対して、「政府として、今回の安倍元内閣総理大臣の国葬儀について、検証を行うこととしている。まずは、幅広い有識者の方々に意見を伺い、国葬儀について論点と意見を整理することから始め、できる限り早期にこの整理をお示ししたいと思っている。超党派で今後のルールを決定する場を国会に設置すべきかについては国会で決めていただくことである」旨の答弁があった。

②「故安倍元総理の国葬儀の実施についての考え、国全体としての意味するところ、弔意表明」に関する質疑に対して、「9月27日に執り行った安倍元総理の国葬儀は、国内外から多数の参列があり、海外からお越しになった多数の参列者の方々から寄せられた弔意に対し、礼節を持って丁寧にお応えすることができたと考えている。今般の国葬儀は、国の儀式として国の名において行う葬儀であり、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式と述べたところである。また、今回の故安倍元総理の国葬儀の実施に際しては、国において弔意表明を行う閣議了解は行わず、国から地方公共団体や教育委員会等の関係機関に対する弔意表明の協力の要請も行っておらず、弔意表明の強制であるとの指摘は当たらないと考えている」旨の答弁があった。



泉健太君（立憲）

（旧統一教会問題）

①「旧統一教会との関係、被害者の救済」に関する質疑に対して、「各閣僚がそれぞれの旧統一教会との過去の関係を調査、説明し、今後は関係を持たないことを徹底することを現内閣の方針としている。また、被害者の救済に関し、消費者庁の有識者検討会で議論するとともに、関係省庁による合同電話相談窓口を設けている。こうしたことも踏まえつつ、靈感商法等に関して、不当な勧誘があった場合の取消し事由の拡大や取消権の行使期間の延長など、消費者契約に関する法令等の見直しの検討を加速し、早急に結論を出すよう、担当大臣に指示をした」旨の答弁があった。

②「旧統一教会問題に関する被害者の救済」に関する質疑に対して、「関係省庁連絡会議において合同電話相談窓口を設けるなどして相談対応を行っている。相談内容は金銭的トラブルが多数を占め、これらは法的に複雑な問題であるため、相談窓口を法テラスに新設するとともに、親族間の問題や心の悩みなど様々な相談に対応できるよう、法テラスと消費生活センターを中心に、総合的な体制

を構築していく」旨の答弁があった。

- ③「旧統一教会に対する政府の認識と解散命令の請求」に関する質疑に対して、「旧統一教会については、悪質商法に関する問題、親族の入信に起因する家族の困窮の問題等、社会的に問題が指摘されている団体であると認識をしている。社会的に問題が指摘されている団体に関して、関係法令との関係を改めて確認しながら、厳正に対応していくが、その際、信教の自由を保障する観点から、宗教法人の法人格を剥奪するという極めて重い対応である解散命令の請求については、判例も踏まえて慎重に判断する必要があると考えている」旨の答弁があった。
- ④「旧統一教会に対する宗教法人法に基づく報告及び質問の可否」に関する質疑に対して、「宗教法人法第78条の2の規定に基づく報告及び質問に関する権限は、宗教法人について、解散命令の事由等に該当する疑いのある場合に限り、所轄庁が行使することができるものである。この権限の行使について検討するに当たっては、宗教法人法の趣旨を踏まえながら、宗教法人に対して報告及び質問を行う必要があると認められる場合には、宗教法人法の規定に従って行使すべきものであると認識をしている」旨の答弁があった。
- ⑤「平成27年の旧統一教会の名称変更の経緯」に関する質疑に対して、「宗教法人法上、名称の変更等のための規則変更については、認証による制度とされており、所轄庁は、変更しようとする事項が法令に適合しているかなど宗教法人法に定める要件を審査し、その要件を備えていると認めるときは認証する旨の決定を行う必要がある。本件規則変更の認証申請についても、法令に規定された要件を備えていることを確認し、認証の決定を行ったもので、政治家や大臣の政治的な関与や圧力はなかったと報告を受けており、この点に関して、今後、新たな調査は予定していないと承知をしている」旨の答弁があった。

(新しい資本主義)

- ①「新しい資本主義」に関する質疑に対して、「新しい資本主義は、日本経済を再び成長させるための包括的なパッケージである。従来コストとされてきた人やG X等への投資を未来への投資と再定義し、気候変動などの社会的課題の解決を通じて新たに市場をつくることで、成長と持続可能性の二兎を実現していく。人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、G X、D Xへの投資の4分野に投資を集中し、社会課題を成長のエンジンとしていく。また、成長の果実を分配し、更なる成長へつなげていくべく、予算、税制、規制改革といったあらゆる政策を総動員していく」旨の答弁があった。
- ②「新しい資本主義、そして格差の是正」に関する質疑に対して、「新しい資本主義は、社会課題を成長のエンジンへと転換し、その成長の果実を分配し、更なる成長へつなげることにより、成長と分配の好循環を推進し、分厚い中間層の形成を目指していく。将来を担う子育て、若者世代に焦点を当



上川陽子君（自民）

て、分厚い中間層の形成に貢献すべく、令和4年末までに資産所得倍増プランを策定する。物価高対策においても、低所得者層向けの給付金を措置するなど、格差や貧困について積極的な対応を講じており、今後も格差や貧困の課題に取り組んでいく」旨の答弁があった。

(物価高騰対策)

- ①「日本経済の現状認識、円安、物価高への取組」に関する質疑に対して、「コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつある中、ロシアによるウクライナ侵略と円安によるエネルギー、食料価格の高騰、世界の景気後退懸念が大きなリスク要因となっている。物価高に対しては、電力料金について、家計、企業の電力料金負担の増加を直接的に緩和する思い切った対策を講じ、また、エネルギー、食料品について、危機に強い経済構造への転換を図る。円安に対しては、インバウンド観光の復活など円安のメリットを最大限引き出すとともに、企業投資の国内回帰や農林水産物の輸出拡大などを進めていく」旨の答弁があった。



西村智奈美君 (立憲)



馬場伸幸君 (維新)

- ②「物価高騰への対策」に関する質疑に対して、「令和4年4月に原油価格・物価高騰等総合緊急対策を取りまとめ、5.5兆円の予備費を措置し、累次にわたり、切れ目のない対策を講じてきた。物価高は消費者の暮らしや事業者の経営に大きな影響を与えており、国民の皆様からの厳しい声をしっかりと受け止め、今後の対策に生かしていく」旨の答弁があった。

- ③「物価高騰対策の迅速かつ効果的な執行」に関する質疑に対して、「低所得世帯に対する給付金の周知、広報については、国民向けのリーフレットなどを活用しながら、対象者が漏れなく支援を受けられるよう、しっかりと取り組んでいく。また、地方創生臨時交付金については、自治体の事例について情報提供に努めるとともに、自治体からの相談に丁寧に対応することにより、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を速やかに届けていく」旨の答弁があった。

(構造的な賃上げ)

- ①「構造的な賃上げ」に関する質疑に対して、「新しい資本主義の実現のためには、人への投資の成果を社会課題の解決による成長につなげ、更なる人への投資や賃上げにつなげていく好循環を実現することが不可欠であり、このため、短期的には、来春の賃金交渉において、物価上昇をカバーする

賃上げを目標に、転嫁対策や中小企業の支援に取り組む。また、中長期的に必要となる構造的賃上げに向けた三つの課題の一体的改革を実現するため、労働移動円滑化に向けた指針の令和5年6月までの取りまとめ、リスクリングを始めとした人への投資の支援の抜本強化を断行していく」旨の答弁があった。

- ②「中小企業の賃上げ」に関する質疑に対して、「岸田政権では、賃上げを最重要政策として取り組んできており、賃上げ税制の拡充、公的に決まる看護、介護、保育などの現場で働く方々の給料引上げ、各種補助金や公共調達における賃上げ企業の優遇、転嫁対策等による賃上げしやすい環境づくり等を行ってきた。また、中小企業が賃上げできる環境の整備に向けては、事業再構築補助金やものづくり補助金などを通じて生産性向上を支援するとともに、価格転嫁対策を更に強力に進めていく」旨の答弁があった。

(スタートアップ)

「スタートアップの支援策」に関する質疑に対して、「日本が優位性を誇る分野などにおいて社会的課題を成長のエンジンへと転換できるよう、スタートアップの創出と成長の加速に向けた支援策を検討していく。具体的には、ベンチャーキャピタルへの公的資本の投資拡大、優れたアイデアや技術を持つ若い人材への支援制度の拡大、経営者の個人保証を不要とする見直しなど、大胆かつ実効性のある支援策を一体的に講じていく」旨の答弁があった。

(エネルギー政策)

「エネルギー政策」に関する質疑に対して、「我が国においては、多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要である。2050年カーボンニュートラルに向けては、再エネ、省エネ、原子力、水素、アンモニア、CCUSなど、あらゆる選択肢を追求していく。原子力発電所の再稼働により、電力需給逼迫が緩和されるとともに、電力価格上昇が抑制されると考えている。さらに、電力需給逼迫という足下の危機克服とGX推進を両立させるべく、再エネ、省エネの最大限の導入、原子力の最大限の活用に取り組んでいく」旨の答弁があった。

(新型コロナウイルス感染症対策)

- ①「新型コロナ対策」に関する質疑に対して、「オミクロン株が主流となった令和4年7月から9月までの感染拡大に際しては、約1,100万人が感染し、1万人以上の方がお亡くなりになった。引き続き、国民の安心、安全のために努力を続け、責任を果たしていく。医療提供体制については、最大確保病床約5万床のフル稼働に向けた対応などにより、第7波における確保病床使用率は、療養状況調査によれば、全国平均で重症病床において最大35%、コロナ病床全体でも最大62%と、必要な入院医療を提供することができたと考えている」旨の答弁があった。



石井啓一君（公明）

- ②「新型コロナの検査、医療提供体制の強化」に関する質疑に対して、「保健医療体制については、高齢者施設等における医療支援の強化等を行い、高齢者等重症化リスクの高い方を守るための強化、重点化を進めていく。また、検査体制については、国が承認した検査キットのインターネット販売を可能とし、国が承認したものを使用していただくよう、適切に周知を図っている」旨の答弁があった。

(災害対策)

- ①「台風被害への対応」に関する質疑に対して、「自治体に対し、仮置場選定も含めた災害廃棄物処理計画の策定を促しており、そのための支援も行っているところである。改めて、計画策定と現場での円滑な運用について徹底していきたい。また、台風15号で被災した中小企業への支援策として、災害救助法が適用された静岡県に対し、中小企業関係団体等による特別相談窓口の開設、災害復旧貸付けの実施等の措置を講じている」旨の答弁があった。
- ②「災害対策に取り組む決意」に関する質疑に対して、「近年、災害が激甚化、頻発化する中、地震や津波、風水害、噴火などの大規模災害から国民の生命財産を守ることは政府の最も重要な責務である。線状降水帯の予測の精度向上に向けた取組を強化、加速化するなど、不断の見直しを行いながら、防災・減災、国土強靱化^{じん}に中長期的かつ継続的に取り組み、災害対策に引き続き全力を挙げていく」旨の答弁があった。

(多様性社会・社会保障政策)

- ①「多様性のある社会」に関する質疑に対して、「性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならず、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、引き続き、様々な国民の声を受け止め、しっかりと取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ②「2040年に向けた社会保障制度改革」に関する質疑に対して、「高齢者人口が2040年頃をピークに増加を続ける中で、持続可能な社会保障制度を構築していくことは、成長と分配の好循環を実現するためにも極めて重要であり、特に、未来への投資として、子育て、若者世代への支援を強化し、少子化対策に大胆に取り組むことが求められている。現在、全世代型社会保障構築会議において検討が進められており、今後、2040年頃を視野に入れつつ、全世代型社会保障の構築に向けた取組を進めていく」旨の答弁があった。
- ③「いわゆる年収の壁」に関する質疑に対して、「配偶者の収入増による税負担の増が世帯全体としての収入の増を上回ることはない仕組みとなっているが、社会保険において労働時間や収入によって適用が変わる問題に対し、働き方に中立的な制度の構築を図ることが重要であると考えている。いわゆる130万円の壁については、短時間労働者への被用者保険の適用拡大により、これを意識せず働くことが可能になると考えており、全ての方が希望どおり働けるよう、引き続き、こうした取組を進めていきたい」旨の答弁があった。

(少子化対策)

- ①「少子化対策」に関する質疑に対して、「児童手当の特例給付の見直しについては、待機児童問題の解決を図ることと併せて、子育て支援全体のバランスとニーズを踏まえた中での対応であると承知している。妊娠、出産支援、子育て支援については、これまでも、保育の受皿整備等様々な施策を進めてきたところであり、今後、全世代型社会保障構築会議において、議論を進めていく。学校に

おける性に関する指導については、一人一人の児童生徒の発達段階を踏まえつつ、教育活動全体を通じて指導の充実に努めていく。子供を中心に考えることが重要であり、子供の健やかな育ちを支える観点を踏まえながら政策に取り組んでいく」旨の答弁があった。

- ②「子育て支援の充実」に関する質疑に対して、「我が国の将来を支える人材を育む未来への投資として、子育て、若者世代への支援を強化し、包括的支援が提供される体制等の構築が重要な課題である。今後、全世代型社会保障構築会議において、令和4年末に向けて議論を進めていく。今後の子供政策に関する予算については、子供の視点に立って議論した上で、体系的に取りまとめ、社会全体での費用負担の在り方の検討と併せて、子供政策の充実に取り組んでいく」旨の答弁があった。



玉木雄一郎君（国民）

③「子育て支援策の所得制限」に関する質疑に対して、「児童手当については、家庭等の生活の安定に寄与し、児童の健やかな成長に資することを目的として支給するもので、この目的の下、現在の所得制限は、中学校修了前までの児童のおおむね9割が対象となっている。日本人の学生への支援については、給付型奨学金や授業料減免の対象の拡大、また卒業後の所得に応じて奨学金を柔軟に返還できる仕組みの創設、これらを令和6年度に創設することとしており、学生への経済的支援の充実に進めていきたい」旨の答弁があった。

④「通園バス内の置き去り事故」に関する質疑に対して、「二度とこうした悲劇を繰り返すことがないように、送迎バスの安全装置の義務化と支援措置を含む緊急対応策を講じていく。令和3年の事故後に、各施設において安全管理を徹底するよう周知が行われ、指針を策定した都道府県もあると承知をしており、引き続き、

こうした取組を促していく。幼児教育、保育人材の確保も重要な課題と考えており、こども政策担当大臣を中心に、関係府省が引き続き連携しつつ取り組んでいく」旨の答弁があった。

（ウクライナ情勢）

「ウクライナ情勢の現状認識と今後の対応」に関する質疑に対して、「ウクライナ国内における住民投票及び編入と称する行為は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、国際法に違反する行為であり、決して認められてはならず、強く非難する。我が国は、力による一方的な現状変更の試みを決して看過せず、引き続き、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、強力な対ロ制裁及びウクライナ支援の二つの柱にしっかりと取り組んでいく」旨の答弁があった。

（外交・安全保障）

- ①「防衛力の抜本的強化」に関する質疑に対して、「安全保障環境が急速に厳しさを増す中、抑止力、対処力の強化は最優先の使命である。新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた議論を加速し、先般開始した、国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議において議論を進めるとともに、与党とも十分連携しながら、予算編成過程で結論を出していく。検討に当たっては、必要となる防衛力の内容の検討、予算規模の把握、財源の確保、これらを一体的かつ強力に進め、その過程で、国

民の皆さんに丁寧に説明をし、理解を得ていく」旨の答弁があった。

②「普天間飛行場の辺野古移設」に関する質疑に対して、「世界で最も危険と言われる普天間飛行場が固定化され、危険なまま置き去りにされることは、絶対に避けなければならない。米国とは、日米同盟の抑止力の維持と普天間飛行場の危険性の除去を考え合わせたとき、辺野古移設が唯一の解決策であるという方針について、累次にわたり確認をしてきているところであり、引き続き、地元の皆様の理解を得る努力を続け、一日も早い全面返還の実現に全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。



志位和夫君（共産）

③「外国資本の土地取得」に関する質疑に対して、「重要土地等調査法は、重要施設等に対する機能阻害行為を防止することを目的として、まずは、その拠点となり得る土地等の利用実態について調査を行い、その上で、特別注視区域においては、土地等の所有権移転等に際しての事前届出が義務付けられる。ま

ずは、指定区域内の土地等の所有、利用状況の実態把握に努め、本法の執行を着実に進めるとともに、執行状況を踏まえて、更に何が必要なのか、不断に検討していく」旨の答弁があった。

（日中関係）

①「日中外交」に関する質疑に対して、「日中両国間には、様々な可能性とともに、数多くの課題や懸案が存在しており、同時に、日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に対して大きな責任を有している。日中首脳会談については現時点で決まっていることはないが、中国とは、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め、対話をしっかりと積み重ね、共通の課題について協力するという建設的かつ安定的な日中関係を日中双方の努力で構築していく」旨の答弁があった。

②「台湾有事」に関する質疑に対して、「我が国の対応は個別具体的な事態の状況によって決まるものであり、現時点で断定的にお答えすることは控えなければならないと思うが、いずれにせよ、憲法、国際法、平和安全法制を始めとする国内法令に従い、具体的な対応を考えていく。その上で、台湾海峡の平和と安定は、我が国の安全保障はもとより、国際社会の安定にとっても重要であり、台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待するというのが我が国の従来からの一貫した立場である」旨の答弁があった。

（北朝鮮問題）

①「北朝鮮への経済制裁」に関する質疑に対して、「国連安保理決議に基づく特定品目の輸出入禁止措置や資金移転防止措置等に加え、北朝鮮との間で全ての品目の輸出入禁止等の措置を取っており、北朝鮮への人、物、金の流れを厳しく規制し、一定の効果を上げていると考えている。また、今般の北朝鮮のミサイル発射を踏まえ、米国を始めとする国際社会と協力しながら、北朝鮮に対し、安保理決議の下での全ての義務に従うことを求めていくとともに、更なる対応の在り方についても、状況を把握し、検証した上で議論を進めていく」旨の答弁があった。

②「北朝鮮による弾道ミサイル発射」に関する質疑に対して、「北朝鮮は、今年に入ってから弾道ミサイルを計20回にわたって発射しており、我が国上空を通過する形で弾道ミサイルを発射したことは、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であり、平和と安全を脅かす深刻な挑戦である。北朝鮮の今後の動向を含めた情報収集、分析を徹底し、警戒監視に万全を期し、関係各国と緊密に連携しながら、日本国民の生命、そして平和な暮らしを断固守り抜く。また、そのために、いわゆる反撃能力を含め、あらゆる選択肢を排除せず、現実的な検討を加速し、防衛力を抜本的に強化していく」旨の答弁があった。

③「拉致問題」に関する質疑に対して、「情報収集等の具体的な内容については、今後の対応に支障を来すおそれがあることからお答えすることは差し控えてきている。2002年に5名の拉致被害者の方々が帰国されて以来、一人の拉致被害者の帰国も実現していないことは痛恨の極みである。最重要課題である拉致問題については、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、あらゆるチャンスを逃すことなく、全力で取り組み、条件をつけずに金正恩委員長と直接向き合う決意である」旨の答弁があった。

(選挙制度)

「衆議院選挙区のいわゆる10増10減」に関する質疑に対して、「衆議院の選挙区については、令和4年6月の衆議院選挙区画定審議会の勧告に基づいた改定を行うため、公職選挙法の改正案を今国会に速やかに提出する。なお、議員定数の削減については、議会政治の根幹に関わる重要な問題であり、各党各派において議論いただくべき事柄であると考えている」旨の答弁があった。

(憲法改正)

「憲法改正」に関する質疑に対して、「内閣総理大臣の立場からは、憲法改正について直接申し上げることは控えなければならないと思うが、憲法改正は最終的には国民による判断が必要であり、そのための発議に向け、本国会においても、与野党の枠を超えて、更に積極的な議論が行われることを心から期待する」旨の答弁があった。